町報のご利用を

町広報は、町民私たち共通の広場です。そこであなたもどうぞご遠慮なく、町発展のためのご意見など、どしどしお寄せください。

①
昭和35年3月15日発行
第５４号

発行所　徳地町役場
発行者　徳　地　町
編集者　河　村　績
印刷所　今澄印刷所

春休みと子供

地域の組織作りで
社会の子として育て守ろう

春休みというと、卒業式や修了式を終つたという安心感と、進学や就職前のひと休みという気持も　手伝つてか、また花開き、鳥うたうという春の陽気さも手つだつてか、青少年の非行や交通事故などいろいろの問題が起りがちです。子どもの指導に当つて、終つたという安心感を与えることは、心のゆるみを起させ、それがきつかけとなつて、希望に輝やく前途を誤らせることも起りやすいので、物事が終つたという喜びを与えると同時に、次への希望と、それに対する必要な物、心両面の準備をさせるように、指導しなくてはなりません。こうした問題を、も少しくわしく考えてみましょう。

☆ ☆ ☆

修了者に対しては

一つの学年を終つて、次の学年に進む子供たちは、春休みはたいした宿題もなく、受持ちの先生もきまつていないので、とかく心がゆるみがちになります。

しかし、この時こそ、よく一年を反省し不足している点や、どんなところができていないかなどをよく見きわめておくことが大切です

そして次の学年への基礎となるこれまでの学習を、よく身につけるようにしなくてはなりません。

卒業者に対しては

町内で今年の小、中学校卒業生が八六一名、佐波高校一三四名の合計九九五名あります。

これらは卒業と同時に一時的に学校の手から離れた形に置かれます

また家庭でも、この時期だけは学校とは関係のないものだというような考えで、自由に映画などにも行かせたり、子供だけで旅行にも出したりされる場合も、かなり多いようです。

しかし、このような心のすきまから、子供たちが非行への道をたどる場合も、少くありません。

ある程度の自由を与えてやることも必要でしょうが、全くの野放しは、大きなあやまちをおかす道へ続いていることを忘れてはなりません。

親子でよく話しあおう

こうした子供たちのゆつくりした春休みを利用して、これから先の希望や、それをなしとげるための心がまえなどについて、ゆつくり話しあい、安心して四月からスタートできる心の準備を整えるようにしたいものです。

特に家を離れて進学、就職する者に対しては、安心して親のもとから離せるよう気をつけなければなりません。

進学、就職者の持ち物は最低限度に止めて、その内容は、はでにならないで、清そな感じを与えるものにすることが、進学、就職先でも好感を持たれます。

地域で生活指導組織を

春休みは、季節的にも浮かれやすい季節ですし、人の出入りも多いので、いろいろの影響を受けやすいときです

そこでこうした影響から子供を守り、生活の内容を豊かにするためにも、地域の方々が、みんなこぞつて、子供たちの生活を正しく明るく導く生活指導組織を作つていくことが大切です。

この組織は何も事新たにということでなく、子供会活動を活発にするとか、健康で危険のない遊び場を与えるなど、その方法はいろいろありましょう。

とにかく、子を持つ親も、持たない人も、あの子もこの子も地域の子として、力をあわせて、育て導くという心がまえになりたいものです。

規則正しい生活が根本

◎生活や行動に関心をそそぎ規則正しい生活を送らせましょう

◎よくない友達との交際や、余暇の悪用を防ぐため、できるだけ子供中心の家族会議を持ち話しあいや団らんの機会をつくることです。

◎不幸にして進学、就職に失敗した子供はもちろん、希望に満ちた子供についても、常に温い愛情と理解を持つて、正しい指導と励ましを与えましょう。

長生はしたいもの

福祉年金の支払はじまる

昨年11月から国民年金の中のきよ出制によらない老令、障害、母子の各福祉年金の受給資格を持たれた方々に対する、国民年金証書の交付準備の仕事が進められていました。

このほどその事務も一応終つたので、去る２月21日～26日までの間各地区ごとに、町長さんから、年金証書の交付が行われました。

町内で老令福祉年金を受けられる満70才以上の老人が 695人障害福祉年金を受けられる方が36人母子福祉年金を受けられる方が46人となつています。

この方々に対しては、３月３日から各郵便局の窓口で、いつせいにその第１回の支給が始まりました。始めてもらう年金の喜びに子供心に立ちかえつた老人たちも、顔をほころばせて、早朝から各郵便局は大入満員の盛況で、みんな大喜びでした

なおまだ手続のすんでいない人新しく資格のできた人で、まだ申請していない方は、なるべく早く手続をしてください。

写真（上は八坂地区の交付式　下は堀郵便局で支払を待つ老人たち）

お母さん方へお願い

新入学児の指導は
言葉より手をとつて

いよいよ入学期が近ずいてきました。

小学一年生や保育園（幼稚園）などに行く子どもたちは、急に親のひざもとを離れて、学校という小社会の集団の中へ入つていくので、ご家庭では、入学準備などでいろいろ頭をなやましておられる事でしょう。

新入学をひかえて、特に注意していただきたいことは

病気は完全に治しておくこと

これまでの例で、一番多いのがムシ歯で、入学児童の九〇%近くがかかつているのです。

ついで、へんとう線肥大、トラホーム、流行性結膜炎などです。

病気のため、入学早々休んだりしますと、学校へ行くのも気おくれするようになつたり、外の生徒とも差ができたりして、スタートラインから、すでにおくれをとることになります。

そこで、こうした病気にかかつている子供は、入学までにできるだけ早く、治しておくことが大切です。

言葉より手をとつて教える

子供のしつけは母親からといわれています。

平素のしつけに注意されて、朝夕のあいさつ、歯みがき、自分で着物を着かえるなど実行されていることと思いますが、とにかくたゆまない愛情と、言葉の上で教えるより、実際に手をとつて教える実践的な指導のしかたが、子供たちをすくすくと伸ばす、生きた家庭教育のあり方ではないでしょうか。

また登校に当つては、自動車や自転車のものすごい発達で、私たちの町の交通量もたいへんふえております。

そこで、新入学児童の通学にはできる限り、学校や通学になれるまでの当分の間、お母さん方が直接、手をとつて交通指導されることが望ましいということです。

これは、子供たちの通学の途中や、遊び場所などがどうなつているか、どんな危い場所や物があるかということを、お母さん自身が何度か歩いて見て、充分に心得ていれば、実際的な注意や指導ができるし、また、時々は平素の注意を守つているかどうかを、実地に確かめてみることも大切だからです。

検察審査会で
社会を明るく

検察審査会というのは、新しい憲法のもとに、日本の政治を明るくするために、民主的な新しい制度がたくさん生れた中の一つですが「司法の民主化」という大きな使命をもつて生れた制度です。

新憲法は、国家の主権は国民にあることがはつきり定められており、公務員のすべての仕事は国民からまかせられているわけです。

ですから公務員の仕事のやり方は常に国民の監視を受けなければなりません

そして検察官の仕事のやり方について、国民が監視する制度がこの検察審査会の仕事です。

罪を犯した疑のある人を、裁判にまわすのは、検察官だけのできる仕事です。

ところが世の中には、窃盗、詐欺、暴行やその外いろいろの犯罪によつて、実際に被害を受けた人が、警察や検察庁に犯罪事件を訴えたのに、検察官がその事件や犯人を起訴してくれない、どうもなつとくができないと、考えられる方はありませんか。

もしそうした人がありましたらすぐ検察審査会に申しでてください

検察審査員はたれから選ぶか

検察審査会は、十一人の検察審査員からなりたつていますが、この人々は、衆議院議員の選挙権を持つている人々の中から「くじ」で選ばれます。

男女どちらでもかまいませんがその任期は六カ月です。

検察審査会は、各地方裁判所とその支部のある所に設けられており県下では、山口　下関　萩　徳山　岩国の各裁判所の中にあります。

検察審査会では、犯罪による被害者で、検察官の処置になつとくのいかない人の申立てや、申立がなくても自分で進んで事件の真相をよく調査して、検察官が起訴しなかつたことが正しいかどうかを正しく判断して、場合によつては事件を裁判にかけるようにその検察官の監督者である、検事正に意見を述べます。

またこの外、検察庁の仕事の全般についても、改善する点があると考えた場合には、検事正に勧告することもできます。何事も気軽に事務局までご相談ください。

ＰＴＡ会員に
なられる方へ

子どもの入学とともに、たいていの学校ではその父母は、ＰＴＡの会員となります。

四月には新しいＰＴＡの役員が選ばれたり、新年度の予算や、事業計画が定められたりします。

そこでこの際、ＰＴＡのあり方について、充分なご理解とご協力をお願いいたします。

ＰＴＡは父兄会や学校後援会ではなく、学校―家庭―社会を結ぶ子供の生活環境をよくするための推進母体で、予算編成や事業計画には、ＰＴＡの本来の使命に重点をおくよう、新学期から改めて再確認していただきたいものです。

学校安全会も発足

また四月から日本学校安全会も全国的に発足しますが、これは小中学生が、学校の管理下で受けた災害に対する共済給付の制度です

島地、堀小学校

待望の給食施設が完成

島地小学校に延31坪の給食室が、98万余円で、堀小学校には、延26坪の61万余円で、みごとな給食室がこのほど完成しました。

内容施設の主なものは、平釜が各３個、ミルク用二重釜を各一個、野菜切機各一個ミキサー各一個などと、食器類ですが、その設備費は島地小28万余円、堀小31万余円かかりました。

給食人員は、島地小 560名、堀小450名ですが、4月の新学期からは、多少の異動がありましよう。

現在は先進格の伊賀地小をはじめ、堀 島地の各校とも同じ献立てを用いて、カロリー、栄養とも充分な完全給食が行われており、1～2年後の児童生徒の体質改善や、生育の面にどんな好結果をもたらすか、今から期待されています。

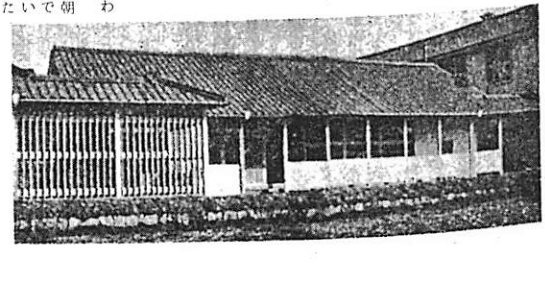

写真上は　島地小　下は堀小の給食施設

分収造林とは

土地 資金 労力 を出しあうのが原則

長期経営準備と計画を慎重に

造林すればりつぱな山林になる土地を持ちながら、造林できないままで放つておくことは、個人であつても、地方公共団体である市町村にしても、大きな損失です。そこでこうした山を緑したたる、りつぱな「宝の山」に仕立てあげようというので、こうした土地を持つている人や団体と、余ゆうのある金の持主や労力の余つた人が、それぞれ自分の持つているものを持ち寄つて、造林して緑の山に育てあげようというので、生れたのが、新しい制度、分収造林のきわめて基本的なねらいでもあるのです。

もう少し具体的にいいますと、余分の金や労力を持つている人が、土地の持主との間に契約を結んで造林し、やがてその山がりつぱに成長し、伐採できるようになつたとき、その立木を売却してその収入を、土地の持主と、お金や労力を出した人々の間で、分けあうしくみが、分収造林の制度です。

分収造林には二つの型がある

一、二者契約のもの

土地の所有者と造林者の間で行われる分収造林です。

二、三者契約のもの

土地の所有者と造林者と費用負担者の三者の間で契約して、行われる分収造林の方法です。

収益の分け方

立木を売却したときの収益を分ける割合は、初め契約を結ぶときに定めますが、だいたい土地の所有者が$\frac{4}{10}$、造林者が$\frac{6}{10}$くらいが、標準のようです。

もし費用の負担者が別にある三者契約の場合は、造林者との間で分けることになります。

しつかりした契約が大切

何しろ契約の存続期間が、数十年にもわたることですから、何よりもまず〃しつかりした契約〃を結んでおくことが大切です。

将来、いざこざの起らないよう充分に当事者間で話しあい、完全な契約書を作つて、お互が持つていることが大切でしよう。

× ×

一般的な分収造林の観念はこのくらいにして、現在町内あちこちの部落で行われようとしている町有林を対象とする分収造林について、徳地町林野条例に基いてそのあらましを紹介しますと

町有林の分収造林とは

町有林相手の分収造林というのは、国の定めた法律「分収造林特別措置法」に規定せられている分収造林のうち官行造林と県行造林…の二つを除いたものです。

具体的にいいますと、土地の提供者である徳地町という地方公共団体と、造林者との間に、立木売却の際、その収益を一定の割合で分配することを条件として、契約されたものをいいます（条例第三条第一項第八号）

分収林を設けるには

1 分収林を設定するには、町議会の議決が必要です（第八条）

2 すでに契約ずみの分収林についても、契約期間を延長したり更新する場合にも、議会の議決を得なければなりません。

3 ㋑この外、町と造林者の合意による場合。

㋺造林者がその義務を履行しないとき。

㋩営林成績の不良の場合その原因が、造林者の怠慢によるものであることが明らかである場合。

㋑㋺㋩の三つの場合町長は、造林者の所得となる収益分収の割合を減らしたり、または分収造林の契約を解除することができますが、いずれの場合でも、町議会の議決が必要条件になつています。

なお契約の解除が行われた場合には、その時、現存する立木は全部町の所有となります

分収造林の契約内容は

分収造林を契約する場合にはあらましつぎの事がらを定めなければなりません（第十条）

1 契約の目的である町有林の所在地とその面積を確定すること

2 契約の存続期間を定めること

3 町は契約の相手である造林者に対して地上権の設定をします

4 造林者の植栽する樹種と、本数をはつきり定めること。

5 植栽期間や植栽の方法も定めること、また手入方法もきめておくこと。

6 伐採の時期や方法も、契約の際にきめておくこと。

7 収益を分配する割合も、はつきり定めておくこと。

8 植林された木は、町と造林者の共有になりますが、その持分は、収益分配の割合と同じです

この外に、造林者に対する苗木の交付、あるいは造林への補助などの規定がありますが、だいたい以上の事がらを理解していただければよいとぞんじます。

× ×

町有林を対象にする分収造林の設定については、以上書きましたが、徳地町林野条例の基盤の上に立つて、運営せられるわけですが、個々の契約に当つては、いろいろの問題があることが予想せられます

何しろ長い年月を経て、ようやくその果実を収穫できる事業ですから、契約の当初に、町と造林者間はもちろんの事、当の部落では造林事業に参加する家と、何かの事情で参加できない家との間においても、将来、人権問題その他いろいろの問題を引きおこしやすい要素をふくんでいるので、相互に充分の検討が望ましいと思います

そのためには、理想としては部落の大小の差こそあるけれども部落住民の総意をもつて、この事業を進めていくことが、一番望ましいことと考えられます。

しかしながら、世の中のすべての事は、かならずしも理想どうりにはいきません。

現在町内には、大小の部落が百数十あつて、小さい部落は三～五戸ぐらいの部落もあります。

そこで町としましても、原則としては、あくまで部落の事業として行われることを期待しており特定の小数人の利益を保護するようなことは考えられていません。

ですから、たとえば「五戸以上の人が集まれば契約できる」という事は、誤つた見解で、前記のように非常に戸数の少い部落もありますので、五戸などという数字にはあまりこだわる必要はありません

要は部落全体か、あるいは部落の大部分の家の共同長期事業をして計画せられ、しかも特別の事情で参加しない家とも、よく話しあいの上、相互のなつとくと了解の上、三〇～五〇年先で、現在の部落住民の間の約束なり、了解事項が、次代の人々に立証でき、問題が起つた場合、これを解決できるだけの約定書などこしらえておくだけの慎重さが有つたらよいのではないでしようか。

なお疑問の点なり、委しい事は直接町役場へお尋ねください。

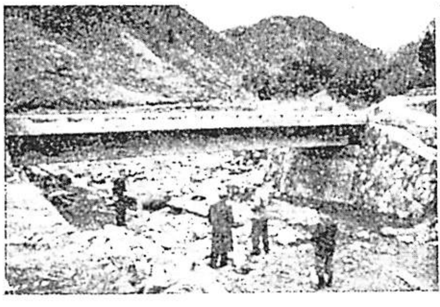

へき地には光明を……（高明橋の竣工によせて）

大字三谷字倔畑といえば不便な部落の多い町内でも、指折りの部落です。三谷の桃木部落までは、3月1日から防石バスの路線が延長されましたが、この桃木から倔畑に越すには、標高 500Mもあろうと思われるはばのせまいでこぼこ道で、ジープでさえようやく通る山道を越さねばなりません。

この倔畑部落に、さる2月末に高明橋という永久橋がかけられて、倔畑部落15戸の人々は大喜びでした。※

※　世の中の日進月歩する文化、交通その他の発達からともすれば取残されがちのこうしたへき地こそ、少しでも文化の光をそえてあげるようにお互いが考えなければならないと思いました。

町や村の役所の仕事は、いわゆるこうした日の当りにくい地域にこそ、少しでもよけいに日が当るよう、財政その他の事情の許す限り考えていく、南向きのガラス張り政治であつてほしいと思いました

転用許可基準きまる

農地の転用は知事が許可

四月一日から実施せられる

農地を売買したり、宅地や山林など耕作以外に転用する場合は、県知事の許可が必要です。また小作契約をする場合は、農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けずに農地の転用や、小作契約を行いますと、農地法違反になり処罰されるだけでなく、その売買も契約も法律上無効ですから、せつかく田畑を買つても登記することができません。また農地法による権利の保護を受けることもできませんので、かならず農業委員会に許可申請の手続をしてください

最近は国の耕地が年々少くなつていく現状ですので、このたび新しく農地転用許可基準が定められ、農地の転用について厳重な審査が行われることになりこの四月一日から実施せられます。

そこでかならず一～二カ月前に農業委員会に申しでてください。

新しくできた農地転用許可基準による手続をおしらせしましよう。

事前審査

農地を宅地や山林など耕作以外に転用しようとするものは、農業委員会などの事前審査を受けなければなりません（申請用紙は農業委員会でくれます）

転用許可の申請手続

㋑農業委員会の事前審査の給果承認せられたものに限つて、農地転用許可の申請手続が行われることになります。

㋺申請書に添付する書類

1 申請地の登記簿の抄本一通

2 転用予定地の位置図二部

3 転用予定地附近の状況の分る図面を二部

4 転用候補地に建築しようとする建物および施設の面積、位置施設間の距離をあらわす図面を二部

5 4の平面図二部

6 隣接の農地所有者および耕作者のその事業に対する同意書二部

㋩農業委員会では

町の農業委員会では、申請書の内容を農業委員会にかけて審査し、決議を得た上、農業委員会の意見書をつけて、県の農地課に進達することになつています。

㋥県の農地課では、必要があれば県農業会議の意見をきいて、条件をつけて許可します。

㋭許可の有効期間は、許可を受けた日から一カ年です。

㋬事業はかならず許可になつてから施行し、また一カ年以内に登記も終らなければいけません。

㋣県では許可証の期限が終つてから一年以内に農地転用の状況を検査します。

農地法においては、所有権の外地上権、永小作権、質権、使用貸借権、賃借権などいろいろの権利規定があつて、これらの権利の設定、移転などがなされる場合は、すべて農地法の規定に従わなければなりません。

なお農地法に違反した場合の罰則は、三年以下の懲役または一万円以下の罰金などを課せられ、処罰せられますので、間違がいの起らないうちに、農業委員会にお問合わせください。

えん日ににぎわう庄方かんのんさん

木炭品評会の風景

3月6日第6回佐波地区木炭品評会が、八坂中講堂で開かれ串地区岡崎悦一さん 八坂地区河野千一さんがそれぞれ特賞に、その外1.2.3等入賞者多数で盛会でした

年賦償還で家を建てようと思う方へ

住宅金融公庫では、十八年以内の年賦償還で、家の建設資金を貸出すことになりました。ご希望の方は、役場の厚生課へ

古い滞納税金を整理しましよう

三月は昭和三十四年度（会計年度）の最後の月です。

そこであなたも、念のためにもう一度、納税手帳や領収書などを調べてみていただけませんか。

そして町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、木材引取税など各種の税金で、なにかのつごうで納めてなかつたり忘れていたものなどないかどうか調べてみて、未納の分が有りましたら早く納め、新しい滞納を作らないよう心がけましよう。

納税貯蓄組合員は、今月末までに滞納があると、特典がなくなります。

新年度からの納税貯蓄組合を作る準備は、今月中にしましよう。

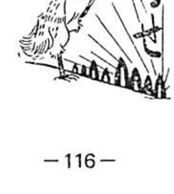

国勢調査の標語募集

今年は十月一日に国勢調査が行われます。

財団法人全国統計協会連合会は「昭和三十五年国勢調査」という課題で、標語を懸賞募集しております。

応募期間は三月一日～三十一日までで、はがきに一枚一題とし末尾に住所、氏名（ふりかな）性別年令、職業、勤務先を記入、表に「標語」と朱書の上、宛先は

東京都千代田区三年町五
行政管理庁統計基準局内
財団法人全国統計協会連合会

自衛官募集中

防衛庁では、昭和三十五年第一次募集の陸、海、空の自衛官を募集しています。

受付期間は3月1日～4月15日までです。希望者は厚生課へ

◆